

## 別表 1

## 鳥取県立倉吉体育文化会館施設設備利用料金 新旧対比表

## 1 利用料金 『※ 下線のない料金体系は変更なし』

## (1) 体育文化会館利用料

区 分			単 位	金額(旧)	金額(新)	
体育館	専用利用	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの (以下「入場料等」という。) を徴収しないとき。	全面1時間につき	<u>800円</u>	<u>810円</u>
				2分の1面1時間につき	400円	400円
				3分の1面1時間につき	200円	200円
			入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	<u>1,600円</u>	<u>1,620円</u>
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	<u>28,000円</u>	<u>28,510円</u>	
		入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	<u>40,000円</u>	<u>40,740円</u>	
一般利用	一般		1人1回につき	70円	70円	
大研修室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	<u>2,400円</u>	<u>2,440円</u>	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	<u>3,100円</u>	<u>3,150円</u>	
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	<u>4,800円</u>	<u>4,880円</u>	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	<u>6,200円</u>	<u>6,310円</u>	
中研修室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	<u>800円</u>	<u>810円</u>	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	<u>1,050円</u>	<u>1,060円</u>	
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	<u>1,650円</u>	<u>1,680円</u>	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	<u>2,150円</u>	<u>2,180円</u>	
小研修室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	450円	450円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	<u>600円</u>	<u>610円</u>	
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	<u>950円</u>	<u>960円</u>	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	<u>1,250円</u>	<u>1,270円</u>	
教養室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	300円	300円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	450円	450円	
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	<u>600円</u>	<u>610円</u>	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	<u>900円</u>	<u>910円</u>	
クラ イミ ング セン	専用利用	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	<u>3,000円</u>	<u>3,050円</u>
			入場料等を徴収するとき。	1時間につき	<u>4,000円</u>	<u>4,070円</u>
		営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	<u>7,000円</u>	<u>7,120円</u>
			入場料等を徴収するとき。	1時間につき	<u>10,000円</u>	<u>10,180円</u>

ター	一般 利用	1月利用券によらないで 利用する場合	ボルダリング施設	幼児、児童、 生徒又は学生 (以下「学生 等」という。)	1人1回につき	500円	500円
				一般	1人1回につき	<u>700円</u>	<u>710円</u>
			全施設	学生等	1人1回につき	<u>700円</u>	<u>710円</u>
				一般	1人1回につき	<u>1,000円</u>	<u>1,010円</u>
	1月利用券により利用す る場合	ボルダリング 施設	学生等	1人につき	<u>4,300円</u>	<u>4,370円</u>	
			一般	1人につき	<u>6,000円</u>	<u>6,110円</u>	
		全施設	学生等	1人につき	<u>6,000円</u>	<u>6,110円</u>	
			一般	1人につき	<u>8,600円</u>	<u>8,750円</u>	

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 体育館、大研修室、中研修室、小研修室、教養室又はクライミングセンターを利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(2)ウに定める冷暖房利用料を加算するものとする。
- 3 体育館を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる照度以上の照明をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(2)エに定める電灯利用料を加算するものとする。

区 分		電灯数
体育館	全面使用	12灯
	2分の1面使用	6灯
	3分の1面使用	4灯

- 4 体育館を専用利用の方法で利用する場合において、連続して3時間以上利用するときの利用料の額は、この表に定める利用料の額に100分の90を乗じて得た額とする。

(2) 設備利用料

ア 体育館設備利用料

区 分	単 位	金 額 (旧)	金 額 (新)
バスケットボールリング	1組1回につき	<u>2,100円</u>	<u>2,130円</u>
バレーボール用具	1組1回につき	200円	200円
ソフトバレーボール用具	1組1回につき	50円	50円
ハンドボールゴール	1組1回につき	300円	300円
バドミントン用具	1組1回につき	50円	50円
テニス用具	1組1回につき	200円	200円
卓球用具	1組1回につき	100円	100円
ミニトランポリン用具	1組1回につき	200円	200円

電器表示器	1組1回につき	<u>1,050円</u>	<u>1,060円</u>
移動ステージ	1組1回につき	50円	50円

イ その他設備利用料

区 分	単 位	金 額 (旧)	金 額 (新)
音響装置	一式1回につき	<u>1,050円</u>	<u>1,060円</u>
舞台照明	一式1時間につき	<u>1,050円</u>	<u>1,060円</u>
拡声装置	一式1回につき	<u>1,050円</u>	<u>1,060円</u>
ワイヤレス・アンプ (マイクロホン1本含む。)	一式1回につき	<u>1,050円</u>	<u>1,060円</u>
マイクロホン	一式1回につき	200円	200円
コンセント設備	1キロワット1時間につき	30円	30円
シャワー	1人1回につき	30円	30円
ビデオ	1台につき	<u>1,050円</u>	<u>1,060円</u>
オーバーヘッド	1台につき	<u>900円</u>	<u>910円</u>
椅子 (体育館)	1脚1回につき	10円	10円
長机 (体育館)	1脚1回につき	20円	20円
シューズ (クライミングセンター)	1組1回につき	200円	200円
ハーネス (クライミングセンター)	1組1回につき	200円	200円
ロープ (クライミングセンター)	1組1回につき	200円	200円
チョーク (クライミングセンター)	1組1回につき	100円	100円

ウ 冷暖房利用料

区 分	金額 (1時間につき) (旧)		金額 (1時間につき) (新)	
	冷 房	暖 房	冷 房	暖 房
体育館	<u>12,100円</u>		<u>12,320円</u>	
大研修室	<u>1,700円</u>	<u>900円</u>	<u>1,730円</u>	<u>910円</u>
中研修室	<u>600円</u>	300円	<u>610円</u>	300円
小研修室	300円	200円	300円	200円
教養室	200円	100円	200円	100円
クライミングセンター (専用利用の場合に限る。)	300円	300円	300円	300円

エ 電灯利用料

1時間1灯当たり 30円